

政経研究時報

No. 15-3 (2012. 1)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

【目次】

| | |
|---------------------|---------------------|
| イギリスの原発政策の動向 | 松田真由美 (政治経済研究所) … 1 |
| 公益法人制度改革をめぐる2つの政策論理 | 渡辺新 (政治経済研究所) … 7 |
| 研究所の動向 (10~12月) | 14 |

イギリスの原発政策の動向

松田 真由美

(まつだ・まゆみ 政治経済研究所 主任研究員)

原発推進国イギリスの事情を紹介する。イギリスの独占的な原発企業がフランスの企業に買収されたり、イギリスでの開発を目的にヨーロッパ諸国の資本が積極的に乗り出している事情などを見ると、EUにおける資本の自由な活動がどんなものか分かる。また、われわれにとって重要なのは、結局原発推進に邁進しつつあるとはいえ、そこにいたるこれまでのジグザグともいえるイギリスの行程である。それに比べて、事実上まともな議論なしに原発一直線で進んできた日本の「特殊性」を思わざるをえないのだが、どうだろうか。

東日本大震災で起こった福島第一原子力発電所の事故は各国に衝撃を与えた。EU 諸国のなかには、脱原発へと政策転換を迫られた国がある一方、福島原発事故は稀な事例だとして、引き続き原発依存を進めようとする国もある。本稿では推進国の一つであるイギリスに焦点を当て、その原発政策や福島原発事故後の経緯等を概観する。

なお、今回の福島原発事故後の他の EU 諸国等の原発の動向は次頁の通りで、イタリ

アを除く国々の原子炉の停止等は、福島原発事故後に決定している (2011年12月末現在)。

1. イギリス原発建設の経過

イギリスは、1956年、イングランド北西部、アイリッシュ海に面するウィンズケール (現セラフィールド) に、世界に先駆けて商用原子炉を稼働させた。これは核兵器製造とも深くかかわっており、稼働から1年後の1957年10月10日、火災による放射性物質の施設外放出という事故を引き起こした (レベル5)。

(この事故の詳細は政府により長年隠蔽されていた。)

純然たる発電事業を目的とする原発建設は、1955年白書「原子力プログラム」にはじまった。新たな原発が建設され、次々と稼働していった。1960年には、石炭などによる発電のほうが安価であるという理由で、計画がいったん縮小されたが、1964年の「第2次原子力プログラム」では再び拡大へと転じ、これにより1970年から1980年にかけて建設が進んだ。しかし1986年のチェルノブイの事故後、

| | |
|--------|---|
| アイルランド | 原発はない |
| イタリア | チェルノブイリ事故で全廃、2011年6月に原発再稼働のための法案が提出されたが却下され断念 |
| オランダ | 1基が稼働中で、計画中だった新たな原子炉は凍結 |
| スイス | 5基が稼働中で、2034年までに停止、2基の新規計画を断念 |
| スウェーデン | 10基が稼働中で、2010年に脱原発法案を破棄、今後の方針は明確にされていない |
| スペイン | 8基が稼働中で、今後について明確にされていない |
| ドイツ | 17基のうち8基を停止、2022年までに残り9基を停止する予定 |
| デンマーク | 原発はない |
| フランス | 推進。現在58基が稼働中で、2010年の供給電力の約75%が原発による |
| ベルギー | 7基のうち古いものを2015年までに、残りを2025年までに停止 |
| フィンランド | 4基が稼働中で、1基建設中、さらに2基を新規に計画中 |

1987年の建設計画（1995年完成・稼働）の承認を最後に、新たな建設には消極的となった。

現在、10か所に19基の原子炉が稼働しており、2023年までに1基を残してすべて停止する予定である。

2. イギリスの電力

世界原子力協会の資料によれば、2010年のイギリスの電力は、天然ガス46.3%、石炭28.5%、原子力16.4%、再生エネルギー3.4%、風力2.7%、その他によっている。1位の天然ガス資源は輸入依存が高まる傾向にあり、2007年約37%、2009年約50%、そして2015年までには少なくともおよそ75%に達するであろうと予測されている。2011年、新たに大規模なシェールガス資源が国内で発見されたが、採掘方法等問題が山積している。かつて原発は電力供給の25%まで達していたが、耐用年数が経過した設備を利用しているため、比率は年々低下してきた。

一方、2001年気候変動税、2008年気候変動法が施行されるなど、温室効果ガスの削減が進められ、2050年までに80%削減（1990年比）を目標に化石燃料の使用を低減させていくこととなっている。

このようななか、風力発電の拡大に期待が寄せられるが、風力タービンによる騒音が問題になることもしばしばで、風が強ければタービンを止めるか、スピードを落とすことで地域住民と合意に達しているところもある

（*Daily Telegraph*, 19 Nov, 2011）。設置場所が今後の課題であろう。自然環境の面からも、野鳥保護を訴える人々が風力発電に反対を唱えている。環境活動に熱心なチャールズ皇太子は、洋上風力発電には投資しているが、陸上風力発電は景観の悪化につながると批判し、のどかな田園風景を好むイギリスではこれに同調する人も少なくない。フィリップ殿下（女王の夫）も、風力発電による電力の安定的供給は「おとぎ話」にすぎないと発言して波紋を広げた。

新たな方策としては、イギリスは潮の干満の差が大きいから潮力発電に適しているともいわれる。また一般家庭などから廃棄される食品をメタンガスに変えた発電事業も始まり、環境・食糧・農村地域省は、今後10年にこのような発電は拡大してゆくと予想している。

3. 原発推進——消極から積極へ

1986年のチェルノブイリの事故後の消極的政策が、どのように積極政策に転換していったのか。イギリスはイングランド、ウェールズ、スコットランドおよび北アイルランドから構成され、エネルギー政策についてはそれぞれ決定権をもつ。原発に対する姿勢は異なり、スコットランドや北アイルランドは反対の立場をとり、グリーンエネルギーの導入に積極的である。一方、イングランドおよびウェールズは原発推進の方向をとっており、以降イギリスをイングランドとウェールズに

限定したうえで、どのように政策転換していったのかみていきたい。

(1) エネルギー・ギャップの懸念

イギリスは北海でガスや石油が採掘され、主として自国で消費していた。しかし、政府が想定していたよりも早い速度で資源は枯渇している。それに対して、代替エネルギーへの転換は遅れ、加えて原発は老朽化に伴い今後次々と閉鎖されてゆく。しかしエネルギー需要は高まると予想されている。電力の供給と需要のエネルギー・ギャップの懸念が2000年代はじめから増大していった。

2003年のエネルギー白書「エネルギーの未来——低炭素経済の創造」(Our energy future – creating a low carbon economy)は、将来の電力の安定的供給のためには新たな原発建設の可能性を排除すべきではないとした。ただし、この方針の実施には「コンサルテーション (public consultation)」と呼ばれる政策により、国民だれもが意見を提出でき、政府もその意見に回答するという双方向の意見交換等の過程が必要である旨が付記された。

続いて2006年、政府の長期的なエネルギー計画を示す報告書「エネルギー・レビュー」は、原発推進への方針を明確にし、この理由として、ガスによる発電よりも安価であること、そして温室効果ガスの排出量が少ないことをあげている。政府顧問によれば、原油1バレル60ドルが一つの目安であり、60ドルを超えれば原発が優位となる (*Economist*, 6 Nov, 2008) と考えていたようである (原油先物価格の指標 WTI は2011年12月時点では1バレルあたり98.61ドル)。

このような方針転換に対し、環境保護団体グリーンピースは、政府が方針転換に値するコンサルテーションを行っていないとして高等裁判所に訴えた。その結果、コンサルテーションが不十分であることが認められ、「エネルギー・レビュー」は違法であるとの判決が下された。この判決を受け、政府は改めて

コンサルテーションを行い、2008年1月、原子力白書「エネルギー問題に対処する」(Meeting the Energy Challenge)を公表し、温暖化対策が要求されるなか、有益な手段として新たな原発の建設を認める旨を明記した。さらに具体的にその建設は、現在原発が稼働している地域またはその周辺とし、建設数に上限を設けないなど、実質的に原発推進へと舵を切った。このように再び原発へ帰する流れは、2000年以降世界各国でみられ、「原発ルネッサンス」と呼ばれた。

(2) フランス政府との連携と人材育成

2008年3月、英ブラウン首相は、原発推進国であるフランスのサルコジ大統領と会談を行った。その結果、原発を有益なビジネスと位置付け、フランスの原発技術を活用するとともに、イギリスでの技術者の養成、フランスとともに原発技術を他国への売り込むことなどで合意した。

2009年月9月、政府として新たな原発建設を後押しするための組織として原子力開発局 (Office for Nuclear Development = OND) をエネルギー・気候変動省のなかに設置した。

特に人材不足は顕著であった。現在イギリスでは、原発事業従事者のおよそ5分の1から3分の1が10年以内に定年退職を迎える。試算では、その穴埋めだけでも毎年1,500人を必要とするのに、大学で物理のコースを終了する学生は1年に約3,000人程度で、その多くが高額な報酬に魅かれて金融業界へ進み、学校では物理の教員も不足していた (*Economist*, 6 Nov, 2008)。

そのため、物理学を学ぶ大学生や大学院生の増加を目指すとともに、原発技術を担う高度な技術を持つ人材を育成するため、エネルギー産業団体のもとに「原子力技術アカデミー」(National Skills Academy for Nuclear)が設立され、政府による支援も行われている。物理学や工学の教育支援のために助成を行う政府機関「工学・自然科学研究

会議」(EPSRC : Engineering and Physical Sciences Research Council)には、原発関連の技術者養成を目的とする大学からの助成申請が増加している。

(3) 連立新政権の誕生

2010年5月、原発を推進へと導いた労働党が選挙で敗北し、原発賛成の保守党と反対の立場をとる自民党とによる連立政権が発足した。なかでも、原発関連に責任を負うエネルギー・気候変動大臣に就任したのが、自民党のクリス・ヒューン氏である。

ヒューン大臣は影の内閣時代に環境担当大臣であり、その当時、原発とは「余興」で、原子力技術は「試験済みの失敗した技術」と揶揄し、温室効果ガスの削減についても、二酸化炭素回収貯留技術や風力、潮力発電により達成可能であると公言していた。ヒューン大臣は就任後も、原発関連法案が審議されれば保守党および野党労働党で可決される可能性があるのに対し、自民党の棄権や、政策の実施段階で計画的な遅延を目論むことをほめかした。原発推進への流れは変わるかのようには思われた。

しかし、ヒューン大臣は2010年10月、家庭用ソーラーパネルの推進、4万4,000基の風力タービンの設置とともに、8か所の原発建設が容認した。同時に、エネルギー需要の約5%を担う予定であった潮力発電の開発は、自然環境への影響が多大であり、数百億ポンドの投資が高額であるという理由により断念させた。

なお、ヒューン氏は、2011年10月には、原発は戦後最もお金をかけた失策であり、オリンピックの水泳プール3個分の広さに使用済み核燃料等の保管を目的として毎年約20億ポンドもの支出を行われているが、過去から学び原発を前に進めてゆく必要があると述べている。

(4) 原発建設に向けて

イギリスには建設事業について、「基本計

画 (Structure Plan)」をはじめとする規制が多く存在し、利害関係者との合意の過程を経て計画が進められていく。特に大規模計画については長期間を要する傾向にある。イギリスとフランス、ベルギーを結ぶ高速鉄道ユーロスターやヒースロー空港第5ターミナルの建設事業はその具体例で、特に第5ターミナルは、地域住民と環境保護団体が強く反対し、構想から完成まで19年を要している。

そこで労働党政権は、原発推進を決定すると、2008年に建設計画法 (Planning Act 2008) を施行し、それまでの建設許可制度に手を加えるとともに、2010年10月に「インフラ計画委員会」(IPC = Infrastructure Planning Commission) を設置した。IPCは、国の経済成長に寄与するような建設計画を優先的に審査することを目的とする独立組織で、これにより原発建設は迅速な審査が行われることが約束され、建設に向けた一つの障壁が取り除かれた。これに対して保守党は、IPCの審査の過程が民主的ではないと反対し、選挙に勝利した暁には同委員会を廃止すると明言していた。

選挙での保守党の勝利後、連立政権は「主要インフラ計画委員会」(MIPU = Major Infrastructure Planning Unit) という新たなシステムを導入した。これが2012年中にIPCに取って代わる予定である。MIPUもIPCと目的をほぼ同じくしているが、その結論を導く審査過程を明らかにすることを約束したものである。いずれにしても、原発建設の審査は従来の大規模建設計画とは異なる。現在IPCに申請されている建設計画は、原発、風力発電をはじめとするエネルギー関連のものが多い。

4. 原発事業の国際資本への開放

(1) British EnergyをフランスEDFが買収

原発事業を行うイギリスの主要電力企業BE (British Energy) は、もともと国営で

あったが、1996年民営化された。イギリスでは電力市場が自由化されており、これによる卸売単価の下落、事業税や使用済み核燃料の処理費用が経営を圧迫し、2002年以降一時倒産危機に陥るなど財務的な悪化が顕著であり、その都度政府による資本注入が行われた。しかし、経営状態が上向きになることはなく、2009年、BEはフランス企業 EDF (Electricite de France) に125億ポンドで売却された。EDF はフランス最大の電力企業で、現在 BE の株式の約80%を EDF が、残りの20%は英企業の Centrica が保有している。これにより、EDF はイギリス国内の10カ所の原発のうち8カ所を手中に収めた。

買収当初、EDF は新たに4基の原子炉を新設し、その建設費は1基あたり50億ポンドを想定、そして2017年の稼働を目指していた。EDF は BE の買収が成立する以前に原発建設予定地の土地を購入しており、このような野心的で積極的な行動について、国内では「イギリスの将来の原子力発電を自ら担っているかのような戦略的な凶々しさをもつ行動」(Financial Times, 9 May, 2008) であるとの批判があった。

(2) 国民の不安

英政府は財政的な負担を避けるため、原発は民間企業により建設されるべきであるという方針を堅持している。労働党時代には、政府による債務保証が与えられたが、EDF は政府の援助や借入なしでも原発を建設できるとしていた。連立政権のもとでも、建設は民間負担、そして債務保証もないが、代替策として税制面の優遇措置が提案された。

それに対し、EDF は、英政府への財務支援の必要性を訴えはじめる (Financial Times, 26 May 2009)。それには理由がある。本来は電力輸出国であるフランスが2009年、電力を輸入せざるをえない状況に陥った。これは、従業員のスライキや施設のメンテナンスの必要から3分の1の原子炉が停止したためであり、EDF はメンテナンスのた

めに原子炉等の補修への支出を余儀なくされ、その金額は1発電所あたり約4億ユーロと見積もられた。これは、日々のメンテナンスを軽視した結果であり、EDF が財務的に悪化する要因の一つとなった。また他にもアメリカなどで原発事業へ参入したことも理由の一つに挙げられている (Economist, 20 Nov, 2009)。

EDF 本体はフランス政府が約80%の株式を保有する国営企業である。ただ、フランス政府は、このような EDF の財務状態の悪化に伴う国内の電気料の上乗せを認めないず、さらに株主として配当をも要求した。そのため EDF にとってはフランス国外での事業展開が重要となる。特にイギリスでの事業は EDF に利益をもたらす。そこで、一層の収益性が見込まれる新たな原発建設およびその運営を強く望み、その計画を推進するイギリスでの早期原発建設の着手に期待している。

しかし、原発建設が予定通り進むかどうかは不明である。現在建設中のフィンランドでは2005年、32億ユーロの予算で建設が始まり、2009年には稼働するはずであったが、完成は遅れ、建設費も約2倍に膨らんでいる。

たとえ原発建設が民間企業により負担されたとしても、その後、それが電気代に転嫁されれば、家計の電気代が上昇するのではないかという不安を英国民に与えている。また、ヒューン大臣は災害時における事故および電力会社の倒産に際し、政府による支援が必要であるとの見解を示している。不測の事態が起こった場合には、税負担も避けられないことになる。

(3) イギリスでの事業展開に期待する 他国電力企業

BE の売却とともに、イギリスの新たな原発建設は EDF 以外の企業にも門戸が開かれた。現在のところ参加を表明しているのは他国企業ばかりである。それは、EDF、Horizon Nuclear Power (独企業 E. on、RWE から2社によるジョイントベンチャー：

JV)、NuGeneration(スペイン企業 Iberdrola とフランス企業 GDF Suez による JV)らで、他国の企業で産業が占拠されるという、「ウィンブルドン現象」になりそうである。

イギリス国内でグリーンエネルギー拡大に向けた議論が出るたびに、EDF は、原発の発電コストの優位性や温室効果ガスの排出量の少なさを強調することで牽制を繰り返してきた。EDF の CEO は、原発とは「最も低コストで大規模かつ排出量の少ない発電方法で、各家庭の維持費負担は1年間で原子力が40ポンド、洋上風力は100ポンドだろう」(*Financial Times*, 11 Oct, 2011)と訴えている。

また、福島原発事故により脱原発へと移行したドイツの電力企業である RWE の COO (Chief Operating Officer: 最高執行責任者)は「原発はイギリスの低炭素社会の将来のための必須的役割を果たすものであり、RWE はこの役割の一部を担う」(*Reuters*, 27 Oct, 2011)と主張し、同じく独企業 E. on とともに2011年10月、原発建設に向け約2億から2億5,000万ポンドを投じてウェールズに土地を購入するなど、ドイツではできない原発事業をイギリスで大々的に展開しようとしている。さらに、イギリス国内での建設を想定して資本増強を模索する企業もあり、建設許可が下りる前からその準備は着々と整えられている。

5. 福島原発事故後の動向

福島原発事故は英国国民にも原発の安全性について不安を与え、多くの報道が先行するなか、ヒューン大臣は、原発に対する結論を急ぐべきでないと苦言を呈した。

脱原発への議論もあるが、一方、電気代の上昇による家計の負担、特に社会的弱者へのしわ寄せが避けられない、原発なくして安定的な電力供給は困難で大停電を引き越す可能性があるなどと、イギリスでも不安が煽られて

いる。

グリーンエネルギー転換による電気代の上昇は避けられないとの官邸情報がリークされると、関係者は即座に情報を否定するとともに、ヒューン大臣は、家計における省エネルギー対策が進むことで使用電力量が減り、結果的に相殺されるため、現状と変わらないという見解を示した。ただ、家庭用ソーラーパネルの補助金はヒューン大臣によって大幅に削減されていたことが判明している(*Financial Times*, 20 Oct, 2011)。民間研究所でも2015年までに現在の電気料金は2倍、2020年にはそれ以上にまで上昇するとの予測が示され、新聞等で大きく報じられた。

またヒューン大臣の部下や省の役人らが、福島原発事故による原発産業への影響を最小限に食い止めるための PR 活動を展開するなど、原発産業へ配慮していたことが電子メールにより明らかになり、大臣の辞任を求める声もあがった。ヒューン大臣はグリーンエネルギーの一層の拡大を提言し、時として原発自体を批判しながらも、原発推進への意思は固いように見受けられる。

福島原発事故後、ヒューン大臣は、首席原子力施設検査官マイク・ウェイトマン博士に、福島原発事故とそれによるイギリス原発への影響について調査報告書の作成を要請した。ウェイトマン博士は IAEA の調査団として福島原発事故調査のために来日もしている。その中間報告として2011年5月「日本の地震と津波：イギリスの原発産業にとっての意味」(*Japanese earthquake and tsunami: Implications for the UK nuclear industry*)が公表された。それによると、3月11日に日本で起こった地震や津波がイギリスで起こることは到底考えられず、原子炉の縮小などは必要ない、ただし安全性の向上に努めるべきであると結論づけられた。9月の最終報告でも、イギリスの原発の安全性になら脆弱性はないと、中間報告とほぼ同じ結論が導き出されている。

さらに2011年11月、上院の科学技術特別委

員会から「原子力研究開発の将来性」(Nuclear Research and Development Capabilities)が公表され、原発がエネルギー・ミックスの一手段として重要であることが再度強調され、原発推進の重要性が示された。これは、さまざまな組織および学者などへインタビューを行うことでまとめられたものであるが、そのなかには EDF や原子力開発局など原発推進派が数多く名を連ねている。

このようなことから、原発推進の流れは既定路線で進められ、その結論に向けてすべてが

作りあげられているかのような印象を受けざるをえない。現在、IPC には EDF などから原発建設の申請が行われているが、審査は遅れている。EDF の取締役は、政府による一層の取り組みおよび審査過程のスピードアップを求め、2012年の建設開始を期待している。

イギリスでは温室効果ガスの削減が命題となり、原発が最たる解決策であるとの公式を作り上げられている感がある。

[政府の委員会その他の名称の日本語訳は正式なものではありません。]

公益法人制度改革をめぐる2つの政策論理

渡辺 新

(わたなべ・あらた 政治経済研究所 主任研究員)

はじめに

既に本誌(前号)において告知したように、2011年10月11日をもって財団法人 政治経済研究所は、公益財団法人 政治経済研究所へと移行した。今回の公益法人制度改革は、いわゆる民法法人を対象としたものであり、明治民法施行以来110年ぶりの改革といわれる。しかし、行政改革で対象となった特殊法人改革の場合は広くマスコミでも報道されたが、公益法人制度改革に関しては、相撲協会の特殊な例を除けばマスコミ報道は極めて少ない。そのためか、この改革のもっている意味は必ずしも一般的に知られているわけではない。

公益法人とは何か、あるいは公益法人制度改革の仕組みについては、拙稿「公益法人制度改革の概略について」(公益財団法人 政治経済研究所 東京中小企業問題研究室『中小企業問題』No.135、2012年1月)で明らかにしておいた。しかし、今回の制度改革のもっている意味と性格は、制度改革の成立過程の分析なしには明らかにすることはできない。そこで、本稿では、民間非営利活動促進の政策論理と行政改革の政策論理という2つの

政策論理の交錯という視角から、公益法人制度改革の成立過程を歴史具体的にみていくことにしたい。

民間非営利活動の制度化

公益法人制度改革への具体的な動きは、1998年の NPO 法(特定非営利活動促進法)の成立と無関係ではない。まず、日本における NPO の成立からみておくことにしたい。

グローバル化が進展する1980年代に入ると、ナショナルトラスト運動やカンボジアの難民問題を契機とする国際協力、あるいは市民オンブスマンなどがはじまり、国境を超えて海外協力をおこなう市民団体、国家や行政から独立した市民による公共活動が活発化した。さらに1990年代に入ると、行政サービスの補完的役割にとどまらず、より積極的に新しいニーズに応える提案型の市民活動も広がっていった。これらの市民活動は、1970年代に展開された公害闘争やベ平連運動などの抗議運動とは異なり、事業体としての性格をもっていた。しかし、ベトナムなどでは法人格のない NPO は活動ができなかったため、事業性をもった市民活動を展開するには法人格が必

要になる事情が発生した。

こうした日本における民間非営利活動を著しく促進したのは、一般的にいわれるように1995年の阪神淡路大震災であろう。阪神淡路大震災において、民間非営利活動は行政を上回る機動性と多彩な救援活動で復旧に大きな役割を果たした。このことによって、民間非営利活動は行政とは異なる「新たな公共活動の担い手」という役割が意識されるようになったのである。そしてまた、政府や行政も、より積極的に民間非営利活動との協力関係を結び、様々な社会的課題に取り組むという姿勢を示すようになった。ここに、民間非営利活動の独自の社会的意義が確立されることとなった。こうした市民活動の重要性の認識が、NPO法の成立に繋がったことはいまでもない。

ところで、NPO法の成立に際し、衆参両院での付帯決議において、「民法34条の公益法人制度を含め、営利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとする」という方向性が示された。民法法人による、民間非営利活動の促進が考えられていたのである。

また、法人制度の分野では、2001年6月、「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない」場合にも、法人格が取得できる中間法人法が制定された。この中間法人法によって、非営利であるが非公益（共益）の団体にも法人格取得の道が開かれたのであり、設立方法も一定の要件を充たせば登記のみで認められる準則主義が採用された。この中間法人法は、公益法人制度改革関連3法の施行に伴い廃止され、制度としては一般社団法人制度に統合されることになるが、中間法人法成立に際しても衆参両院の法務委員会において付帯決議がなされた。その付帯決議では、「……政府は、非営利団体に関する法人制度について、国民生活における非営利団体の活動の重要性と将来性を踏まえ、社会変容に十分に対応できる制度とする観点から、公益性

の認定の在り方等民法34条の公益法人に関する法制の見直しを含め、其の基本的な法制の在り方を速やかに検討すること」とされた。国会において、民法という基本法の改正を検討することが表明されたのである。

こうしてNPO法に続いて中間法人法が制定されたことによって、従来からの公益法人のほか、NPO法人、中間法人が加わり、民間非営利組織の法人格取得の幅は大きく広がったとみてよい。そして、公益法人、NPO法人、中間法人と段階的に積み上げてきた民間非営利法人法制は、民間非営利法人制度を新たに統一し、再編成していく道を開いたとみることも可能であろう。

行政改革と公益法人

しかし、こうした民間非営利組織の促進を図ろうとする流れとは異なる、もう1つの改革への政策論理が存在した。中間法人法が成立する直前の2000年12月1日、「行政改革大綱」が閣議決定され、中央省庁等の改革、規制緩和、地方分権、特殊法人の改革の4つが行政改革の重要課題として掲げられた。そのなかに、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革」が位置づけられていたのはあまり知られていない。「行政改革大綱」の「I 行政の組織・制度の抜本的改革」において、「1 特殊法人等の改革」、「2 国家公務員、地方公務員制度の抜本的改革」、「3 行政評価システムの導入」、「4 公会計の見直し・改善」につづいて、5番目に公益法人制度改革が位置づけられていたのである。

ところで、公益法人＝民法法人の設立は、主務官庁の裁量が強く影響し、主務官庁によって公益性の判断基準が異なる。そのため、公益性に乏しい、または公益性が認められない法人も少なからず存在した。1996年9月20日に閣議決定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に照らし、2007年に各主務官庁が調査したところによれば、その目的・事業において公益性があり、公益法人と

して十分な資格をもっている法人は2万711法人、公益法人全体の84%に過ぎなかった。

そうしたなか、問題となる公益法人は3つあるといわれた。第1は、特定の業界やグループの共益を追求する法人である。つまり、目的・事業が公益＝不特定多数の者の利益を図るといふより、共益＝構成員相互の利益を図ると考えられる互助・共済団体等に属する法人で、3,760法人も存在した。第2は、本来なら民間の営利企業の事業として行うべき事業を行っている法人で、営利法人等への転換候補となる公益法人は29法人存在した。第3に問題となるのは、行政需要に結びついた行政の外郭団体、行政周辺法人である。これらの法人は、行政機能を代行させるための行政委託型公益法人といわれるもので、もっとも問題とされた公益法人の1つである。この法人の業務内容は、各種の国家資格や公的資格の試験とその後の認定証の発行、資格を持つ管理者への講習の実施、法令や条例に基づく検査・検定の実施などである。つまり、行政委託型公益法人等が実施する事務・事業は、検査検定・試験などで能力、性能、技術等を調査・判定したり、その結果について評価・承認する業務、いわゆる「検査等」と、研究、促進啓発、指導助言などの「検査等以外」の業務の2種類があげられる。『公益法人白書』（2008年度）によれば、各府省から委託・推薦等に係る指定等を受けている国所管の行政委託型公益法人等の数は、厚生労働省、国土交通省を中心に410法人存在した。そして、これらの業務の遂行に必要な資金や予算は、当然のことのように委託する側の行政機関や独立行政法人から交付された。

また、第4に問題となるのは、天下りの多い公益法人であろう。天下りについては、総務省の「公益法人概況調査」において、原則として国または都道府県の行政機関で常勤の職員として職務に従事した者を公務員出身者としている。2007年10月1日現在で、国所管法人の理事の内、国家公務員出身者は3,350法人、国所管法人数の50%弱の法人に

存在していた。しかも、国所管法人における所管官庁出身理事がみられる法人数は3,054法人、国所管法人数の45%以上にものぼった。さらに、都道府県所管法人における所管官庁出身理事のいる法人数は4,787法人、都道府県所管法人数の26%強を占めていた。

指導監督基準と不正事件

こうした問題となる公益法人、つまり公益性の乏しい法人に対して、1996年より行政庁が指導監督基準を強化したため、新設の法人数が1996年の434法人から2004年の97法人にまで減少した。他方で、解散法人は1996年に341法人であったが、2003年から年間400法人を超えるようになり、2006年には525法人に達した。解散事由は自主解散がもっとも多く、220法人あったが、外郭的公益法人の整理・統合によって合併ないしは事業移転を行った法人も110法人存在した。また、社会福祉法人等への組織転換あるいは地方自治法に基づく地縁団体への移行も17法人存在し、1法人ではあるが破産した法人も存在した。この結果、1998年の2万6,380法人をピークに公益法人数は毎年確実に減少し、2007年までに245法人も減少した。

天下りについては、1996年12月19日の公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せで、本省庁課長相当職以上の経験者で、退職後10年未満の間に当該法人の理事に就任した者等と定義されていた。ところが、その定義が見直され、所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする閣議決定が2006年8月15日になされた。その結果、指導監督基準では、「理事のうち、所管する官庁の出身者……が占める割合は、それぞれ理事現数数の3分の1以下とすること」とされた。2007年10月1日現在で、国所管法人では160法人、都道府県所管法人では488法人において所管官庁出身者が理事現数数の3分の1を超えていた。ところが、2008年8月14日時点では、少なくとも国所管法人における所管官庁出身理事が3分の1を超

えている法人は解消した。

こうした問題ある公益法人の存在に追い打ちをかけたのは、公益法人における不正事件であった。公益法人の設立がピークに達しようとする1990年代半ばから、不正事件の発覚が相次いだのである。その代表的なものは、KSD 事件であろう。財団法人ケーエスデー 中小企業経営者福祉事業団（現 あんしん財団）は、中小企業の経営者向けに労働災害の共済事業をする法人である。その理事長が、中小企業から集めた資金を政治家への賄賂などに使ったといわれる背任・汚職事件であり、2000年に発覚した。また、記憶に新しいところでは、漢字検定の名前で広く人気を集めている財団法人日本漢字能力検定協会の前理事長親子が、親族企業との不正取引による背任容疑で2009年5月に逮捕された事件である。同協会は、1992年に民法法人として国の許可で設立されたが、この不正事件にみられるように必ずしも公益の役割を果たしてきたとは言いがたい。こうした公益法人における不正事件が、公益法人制度改革への引き金になったことは間違いないであろう。

公益法人制度改革の主な対象は、このような行政委託型公益法人等であり、行政関与の在り方の見直しや検討を行おうとするものであった。つまり、公益法人制度改革は、この行政委託型公益法人に対する事務・事業の見直しに端を発したとあって差し支えないであろう。

行政改革推進事務局の動き

「行政改革大綱」を受け、行政改革推進事務局は「国所管の公益法人に対する総点検の結果について」を2001年4月13日に公表した。それとともに、今後の検討の事務的指針とする「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」をとりまとめ、公表した。そして、同年7月23日には、この「視点と課題」を踏まえ、改革を具体化するための基本的な方針として、「行政委託型公益法人等の改革を具体化するための方針」を政府行政改革推進本部

へ報告し、了承されている。

ところで、「視点と課題」には、公益法人制度の抜本的改革の必要性が言及されていた。この点に関し、行政改革推進事務局は、公益法人制度に関する問題意識を「公益法人制度についての問題意識—抜本的改革に向けて—」として新たにとりまとめ、2001年7月23日に政府行政改革推進本部へ報告した。

「視点と課題」、「問題意識」における「抜本的改革」とは、民間非営利活動を社会経済システムのなかに位置づけ、民法法人のみならず、NPO、中間法人、公益信託、そして税制等の関連制度を含めて体系的に見直しをしようとするものであった。これが、2002年3月29日の閣議決定「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」に繋がる。そして、行政改革推進事務局は、公益法人制度改革をゼロベースで見直すことの必要性から、同年4月に「公益法人制度の抜本的改革の視点と課題について」をとりまとめて公表した。さらに、6月にかけて民間有識者からのヒアリングを実施し、8月2日に中間とりまとめとして「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」を公表した。この「論点整理」では、公益法人のあるべき姿として、法人設立の簡便性（準則主義）、公益性判断指標の明確化と客観性、行政庁の関与の最小限化、法人運営の透明性の担保、時代の変化への対応が示されていた。

しかし、「論点整理」には、特別法に規定された法人（社会福祉法人・学校法人・宗教法人等）は含まれておらず、改革の対象は公益法人と中間法人に限定し、「非営利法人（仮称）」という1つの類型として統合することが基本検討パターンとして示されていた。なお、NPO 法人について明言は避けられていたが、「新たな基本的制度の中に発展的に解消される可能性が高いと考えられる」とされ、非営利組織も新制度に統合していく可能性を示していたことは注目されよう。

こうして行政改革推進事務局は、新たに「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」

を設置し、新しい非営利法人制度の検討に入りはじめた。この「懇談会」では、①先の「論点整理」の基本方向で、公益法人・NPO 法人・中間法人を1つにまとめた一般非営利法人制度（準則主義）を創設する、②そのなかで公益性のある法人については、税制等の優遇を与える、いわゆる2階建て方式をとる方針が確認された。

原則課税案の登場

行政改革推進事務局の動きと並行して、政府税制調査会も「非営利法人課税ワーキング・グループ」を設置し、新制度における課税取り扱いについて検討しはじめた。「ワーキング・グループ」では、「懇談会」の方針に基づいて新しい非営利法人制度の税制上の扱いが検討された。そこでの結果は、①一般非営利法人は原則として全ての事業に法人税を課税し、共益的の事業を行う非営利法人が受ける寄付金・会費についても課税する、②その中で、公益性あるものについては原則非課税とする、③寄付金税制については、特定公益増進法人制度、認定NPO法人制度の趣旨で寄付金を促進することが確認された。

しかし、2003年2月21日の「ワーキング・グループ」の会議において、民間非営利法人支援の立場から政府税制調査会委員に就任していたさわやか福祉財団理事長堀田力の法人税原則非課税の主帳と、課税強化による公益法人改革を主張する猪瀬直樹委員との間で激しい議論が展開された。また、会議では、公益法人・NPO 法人・中間法人を1つにまとめ、新しい非営利法人制度を創設するという行政改革推進事務局の案に対し、「ワーキング・グループ」の議論では1本化への疑問や、税制優遇の対象となる公益法人の制度内容が固まっていない段階での税制議論に違和感が示されたといわれる。この行政改革推進事務局と政府税制調査会との議論のズレは、両者の連絡・調整不足のみならず、政府内の検討作業が非公開で透明性を欠き、民間非営利法人制度の設計は行政改革推進事務局、民

間非営利法人支援税制は政府税制調査会というように議論が分断されていたことによるものといえよう。

こうした政府内での改革の全体像は、堀田力が内部文書を公表することで初めて一般に知れわたることとなった。これによってNPO法人は、原則非課税の収益事業33業種を除き、もし仮に2階建ての1階部分になれば課税強化になるとし、全国各地で抗議集会を開催した。さらに3月10日、4月に統一地方選挙を控えた自民党からも、「NPOを最初から一括りとはせず、新たな非営利法人制度の動向を見据えた段階で発展的に解消する可能性が高いとの位置づけをすることが適当」との申し入れが行政改革推進事務局へなされた。それに加え、NPO法人関係者のみならず、一部の府省から、「折角、育ちつつある市民活動等の促進を阻害する」といった反対の声が上がった。NPO議員連盟・与党会議も、NPO関連団体からのヒアリングを実施し、NPOは公益法人制度改革から切り離し、改革の方向性をみて統合すべきかどうかを検討するという事で意見が一致した。

ともあれ、2003年3月末に予定していた「公益法人制度改革大綱」の策定は断念させられ、改革は仕切り直しを余儀なくされた。財務省主税局では、この失敗を「大惨事」として受け止め、非営利法人税制に関する議論は一時休止状態に陥った。

最終報告書にみる改革の具体化

2003年6月27日になって、ようやく政府は「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定した。この「基本方針」の内容は、①現在の公益法人制度を抜本的に改革し、公益性の有無にかかわらず一般的な非営利法人制度を創設する、②法人格の取得と税制上の優遇措置を分離し、公益性を有する場合の優遇措置は引き続き検討する、③中間法人およびNPO法人との法制上の関係を引き続き整理するという3点であった。

この内の③の内容は、公益法人・NPO法

人・中間法人の統合の可能性を残しており、②は税制の問題は先送りすると理解することは可能である。とりわけ、注目すべきは、①の法人格と公益性を有する場合の優遇措置とを分離し、準則主義（登記）による非営利法人制度を新たに創設するという内容であろう。従来、日本では、公益でも営利でもない「非営利」という概念に対する理解が乏しく、その隙間を埋める形で NPO 法人や中間法人の制度がつくられてきた。しかし、いずれも法人設立時に公益性の有無の判断という従来の枠組みからでることができなかつた。従来の許可主義から、登記により法人として成立する準則主義を導入したことは、法制上の大きな転換であることは間違いないであろう。

この「基本方針」に基づく公益法人制度改革の具体的検討をすすめる場として、2003年11月に「公益法人制度改革に関する有識者会議」が設けられた。「有識者会議」は、その後約1年かけて「最終報告書」を発表することになる。その「最終報告書」に先駆け、2004年3月31日には「中間報告」が発表され、「公益性の考え方」「判断主体」「判断要件」「適正運営の確保」などの主要論点が示された。

「公益性の考え方」については、「公益性を有する非営利法人の目的について、不特定多数人の利益を図ることをどの程度厳格に求めるか、また、不特定少数人の利益についてはどのように位置付けるか」というように、公益性の判断についての課題が提起された。

「判断主体」については、「公益性の有無を的確に判断するための一定の体制の必要性と、行政組織の膨張抑制の要請との調和を図る観点を踏まえ検討を進める」として、公益判断の行政裁量からの解放を明確にした。「判断要件」では、「客観的で明確なものとし、判断に当たっての裁量の余地を出来るだけ少なくすべき」とされた。「適正運営の確保」では、「公益性を有するに相応しい規律を前提とした法人の自律性の確保」が示された。また、「自律性の確保については、非営利法人が公益性を有する場合は、ガバナンスを強化

し、一般の非営利法人に比べしっかりした規律を確保することにより、適正運営を図る必要がある。こうした観点から、理事の責任のあり方や理事に対するコントロールのあり方等について、検討を進める」とされた。

こうした内容の「中間報告」を経て、2004年11月19日に「最終報告書」が発表された。その骨子は、①幅広い民間非営利活動を促進するため、準則主義（登記）により簡便に設立することができる一般的な非営利法人制度を創設する、②民間非営利部門による公益的活動の健全な発展を促進するため、準則により設立される一般的な非営利法人のうち、一定の要件を満たすものを「公益性を有する非営利法人」として、新たな主体が判断する仕組みを創設する、③公益性の判断基準は可能な限り客観的なものとし、判断主体としては現在の主務官庁から中立的に判断を行いうる特定の大員の下に、民間有識者からなる合議制の委員会を設置する、④公益性を有する非営利法人に付与される効果として、最も重要な税制上の優遇措置については財務省における専門的な検討に委ねる、⑤中間法人は一般的な非営利法人制度の創設によって独自の存在意義を失うことになるので廃止し、NPO 法人については「新しい仕組みに必ずしも包摂される関係になく、制度見直しの社会的要請も乏しい」として存続させるというものであった。

この「最終報告書」を受け、12月24日の「今後の行政改革の方針」が閣議決定された。ここでは、民法改正と必要な法律案を2006年の通常国会に提出し、「公益法人制度の抜本的改革」をすすめることが確認された。

政府税調の非営利法人税制案

ところで、上記の「最終報告書」の内容は、2003年段階の議論からすれば、民間非営利組織の活動に対する配慮が明確にされていることがわかるであろう。この変化に重要な影響を与えたのは、2003年10月に内閣総理大臣小泉純一郎から、「少子・高齢化やグローバル化等の大きな構造変化に直面しているわが国

社会の現状及び将来を見据えつつ、社会共通の費用を広く公平に分ち合うとともに、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の具体化に向けた審議を求める」との諮問を受けた政府税制調査会の提言にあると考えられる。諮問を受けた政府税制調査会では、2004年2月から同調査会内の基礎問題小委員会において、「わが国経済社会の構造変化の『実像』を的確に把握」し、「『あるべき税制』の具体化に向けて」に取り組んできた。そして、同年6月に、「わが国経済社会の構造変化の『実像』について」を公表した。そのなかで、「わが国においては、『公共』の担い手はしばしば『政府(官)』と結び付けられ、『民間』＝『私』と併せて、いわゆる『公私二元論』が支配的であった。しかし、現実の社会においては、『政府が担う公共』とは異なるもう一つの『公共』、すなわち市民活動から企業の社会的責任に至るまでの『民間が担う公共』というべき領域が存在する」として、「民間が担う公共」の重要性が指摘されたのである。

2003年12月24日の閣議決定による「今後の行政改革の方針」では、「公益性を有する非営利法人」に対する税制上の措置の問題は政府税制調査会で検討されるとしていた。2005年4月15日、政府税制調査会内に基礎問題小委員会と非営利法人課税ワーキング・グループの合同会議が設置され、2003年3月以来ほぼ2年ぶりに新たな非営利法人に関する課税および寄付金税制のあり方についての議論が開始された。この合同会議は、6月17日に「新たな非営利法人に関する課税及び寄付金税制についての基本的考え方」を発表した。この「基本的考え方」は、「はじめに」において、昨年6月の「わが国経済社会の構造変化の『実像』について」で指摘された「民間が担う公共」の重要性を踏まえ、この諸課題に関して今後の改革の基本方向を提示するものであることを明確にした。そして、課税および寄付金税制についての骨子は、①第3者機関によって公益性を有するものとされ

た非営利法人については、法人税法上の公益法人等として扱い、基本的に非課税とする、②第3者機関による公益性の認定によって自動的に寄付金優遇の対象法人とする、③公益性を有する非営利法人以外の非営利法人の内、「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」については会費を非課税とする、④公益性を有する非営利法人でも、「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」でもない非営利法人については基本的に課税を行うことなどを確認するものであった。注目すべきは、②の第3者機関による公益性の認定によって、自動的に寄付金優遇の対象法人とすることや、③の「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」については会費を非課税とする点であろう。2003年段階の議論と比較すれば、民間非営利活動に配慮する姿勢が明らかにみてとれる。

「基本的考え方」は、2004年12月24日に閣議決定された新たな非営利法人制度の基本的枠組みを前提にするものであった。「合同会議」が、2005年4月から議論を開始し、6月に論点整理したのも、2006年の通常国会での法案提出に間に合わせるためであった。こうして2006年5月26日、公益法人制度改革関連3法が成立し、その後の公益認定等委員会の設置、法律に基づくガイドラインの作成を経、2008年12月1日の施行となったのである。

おわりに

従来、法人制度を定めるのは民法であり、営利法人(民法35条)と公益法人(民法34条)の2つに区分されていた。そのため、公益の実現を目的としない非営利組織の法人格取得への道は閉ざされていた。また、民間非営利組織が公益法人を目指す場合は、主務官庁の許可、運用の実態としての基金の積立など要件が厳しく設定され、一般の民間非営利組織の公益法人としての法人格取得は容易なものではなかった。1998年のNPO法、2001年の中間法人法の制定およびそれに関連する税制支援は、民間非営利組織の法人格取得の可能

性を拡大し、民間非営利活動を促進することが目的であった。公益法人制度改革も、こうした民間非営利活動促進の政策論理の一環であったことは間違いないであろう。

しかし、従来の民法法人に、次のような機能不全に陥った実態があったことも事実であろう。その実態というのは、①主務官庁制の下で行政委託型公益法人が増加し、監督官庁との癒着が生じている、②公益法人に付与される税制優遇制度を利用して、巨額の内部留保をしている、③監督官庁の許可を得て、公益目的といえない団体が公益法人となっている例などである。そのため、民間非営利活動の促進というより、行政改革、行政のスリム化・効率化の一環としての政策論理が公益法人制度改革へと繋がった。公益法人制度改革が、行政委託型公益法人に対する事務・業務についての見直しに端を発したこと、改革推進の主体が行政改革推進事務局中心であったことはその証左といえよう。

確かに行政スリム化のなかで、行政の対処できない領域をカバーするものとして民間非営利組織を受け皿として位置づけ、民間非営利活動の促進と行政改革の政策論理を交錯させ、共有することも可能であろう。しかし、政府税制調査会による「わが国経済社会の構造変化の『実像』について」における「民間の担う公共」も、サッチャー政権時代のイギリスに源流をもち、日本では1990年代の橋本内閣で掲げた行政改革、そして小泉改革にみ

られるNPM (New Public Management : 新公共経営) による政策論理であろう。また、行政と民間非営利組織との関係も、「小さな政府」を目指すNPMの1つであるPPP (Public Private Partnership : 公民連携) と考えられる。

民間非営利組織の役割は、NPMともPPPとも明らかに異なる。民間非営利組織と行政との関係、それは協働としての対等なパートナーシップを形成するのみならず、行政に対するアドバーサリー (対抗的) な役割を担うことが重要なのである。現在すすめられている公益法人制度改革の先には、NPOも含めた統一的な民間非営利組織の基本制度が議論される可能性は高い。現在、民間非営利組織と行政との関係における「協働」と「対抗」の関係形成・発展させるためには、民間非営利部門全体の脆弱な組織的・財政的インフラ整備をする必要がある。そして、「協働」と「対抗」の関係形成を前提とした民間非営利活動促進のための提言は、公益財団法人へ移行した政治経済研究所の重要な役割の1つになるであろう。

【参考文献】

- ・新しい非営利法人制度研究会「独立行政法人 経済産業研究所 委託調査 新しい非営利法人制度研究会検討報告書」2003年8月
- ・佐藤岩夫「国家・社会関係市民セクターの発展と民間非営利法制」(東京大学社会科学研究所編『「失われた10年」を超えて〔Ⅱ〕小泉改革への時代』東京大学出版会、2006年
- ・総務省『公益法人白書』(各年)

研究所の動向 (2011年10~12月)

理事会・評議員会

10月20日 公益財団法人政治経済研究所第1回理事会：渡辺理事の問題提起／代表理事(理事長)所信表明：【議案】公益財団法人への移行／新公益法人移行2011年度(10月11日～3月31日)の事業計画・予算について／研究員・研究室問題について／諸規程について／定款に基づく東京大空襲・震災資料センターの役

員選任について／次回理事会・評議員会の予定／65周年・公益法人移行記念行事について／その他

11月17日 第2回理事会：【議案】旧法人の事業報告書・決算諸表の監査報告及び審議／会長及び相談役の選任について／評議員会の開催について／役員の使用人兼務について／65周年・公益移行記念行事について／次回理事会の予定／HPにつ

いて／その他

- 12月19日 第3回理事会：【議案】評議員会議事と説明担当者について／編集委員と評議員との関係について／「東中研」合併に関する検討会の報告と審議／その他
- 12月19日 公益財団法人政治経済研究所 定時評議員会：【議案】評議員会会長(議長)選任について／評議員会運営規則について／決算書ならびに事業報告書について／監査報告について／予算書ならびに事業計画書について／その他

委員会等

- 10月26日 東京大空襲・戦災資料センター第1回運営委員会
- 11月22日 東京大空襲・戦災資料センター第2回運営委員会
- 12月20日 東京大空襲・戦災資料センター第3回運営委員会

公開研究会

- 11月21日 藤井石根氏「原発・自然エネルギーそして放射能」

研究会・研究室

- 10月3日 東京大空襲証言映像プロジェクト研究会
- 10月7・9・10・13・17日、11月3・4・5・18・24・27日、12月8・9・13日 平和のための博物館の戦争平和展示調査
- 10月11日 時事問題研究会 北村実・齋藤壽彦・鶴田満彦3氏を招き科研費申請のための検討会
- 10月26日 現代経済研究室研究会：森史朗氏「今日の国際金融・財政危機をどう見るか」
- 10月28日 霊名簿・被災地図研究会
- 10月29日 時事問題研究会 特別プロジェクト 東京湾岸地域における液状化災害とその社会的対応に関する研究 東京臨海部の見学・集い参加
- 10月30日、11月8・10・13日 戦争末期国策報道写真研究会 空襲被災地現状調査
- 11月1日 時事問題研究会
- 11月5日 環境・廃棄物問題研究会第40回研究例会：歌川学氏「今夏の電力需給の

結果と来夏の展望」／松田真由美氏「福島第1原発事故以降のヨーロッパ諸国の原発政策の動向——英・仏・独国を中心として」／八田純人氏「福島第1原発事故と農作物汚染について」

- 11月7日 東京大空襲証言映像プロジェクト研究会
- 11月10日 戦争末期国策報道写真研究会 早稲田大学図書館・千代田図書館調査
- 11月13日 戦争末期国策報道写真研究会：石橋星志「『日本写真公社写真国防写真隊』写真の整理と『東方社写真』との比較への準備について」／小山亮「東方社の空襲写真リストについて」／山辺昌彦「国防写真隊について・東方社の空襲被害写真について」／井上祐子「軍の空襲報道規制について」
- 11月16日 大島社会・文化研究室 定例研究会：丸山純氏「英国における移民コミュニティの実態——アユーブ・カーン＝デインの“East is East”を題材に」
- 11月24日 戦争末期国策報道写真研究会 早稲田大学図書館調査
- 11月30日 戦争末期国策報道写真研究会 通信社ライブラリー調査
- 12月8日 時事問題研究会 特別プロジェクト 東京湾岸地域における液状化災害とその社会的対応に関する研究 臨海部開発問題を考える都民連絡会矢野政昭氏ヒアリング調査
- 12月12日 戦争末期国策報道写真研究会：石橋星志「戦災資料センター所蔵の『日本写真公社国防写真隊』写真について」／小山亮「東方社フィルム概要調査・解題作成経過報告」／山辺昌彦「東方社と日本写真公社国防写真隊の空襲写真について」／井上祐子「東方社新資料の歴史的な価値について」
- 12月13日 戦争末期国策報道写真研究会 日本新聞博物館調査
- 12月14日 戦争末期国策報道写真研究会 早稲田大学図書館調査
- 12月15日 戦争末期国策報道写真研究会 早稲田大学現代政治経済研究所図書館調査
- 12月16日 霊名簿・被災地図研究会
- 12月19日 東京大空襲証言映像プロジェクト

研究会

東京大空襲・戦災資料センター企画

- 10月29日 東京大空襲・戦災資料センター主催 「一人音楽劇 猫は生きている」
- 11月19日 東京大空襲・戦災資料センター主催 「シンポジウム 空襲資料の活用と戦災デジタルマップの世界—霊名簿・体験記・証言映像を読み／表す」

学会報告・社会的活動

- 11月6日 社会主義理論学会「ソ連崩壊20年シンポジウム」：鶴田満彦氏「キューバの目指す社会主義」

刊行物

- 10月 『季刊 中小企業問題』No.134
- 10月 熊谷重勝・内野一樹編著『社会化の会計——すべての働く人のために』創成社（松田真由美氏執筆）
- 10月 日本科学者会議21世紀社会論研究委員会『21世紀社会の将来像と道筋』本の泉社（北村実氏・鶴田満彦氏執筆）
- 10月 野口邦和・他共著『放射能汚染食品、これが専門家8人の食べ方、選び方』東洋経済新報社
- 11月 『政経研究時報』No.15-2
- 12月 『政経研究』No.97
- 12月 合田寛『格差社会と増税——税の本質と負担のあり方を考える』学習の友社
- 12月 野口邦和監修『カラー図解 ストップ 原発(1) 大震災と原発事故』大月書店
- 12月 野口邦和「人災！ 罪深き福島原発事故の真相と背景」(『不戦』No.160)
- 12月 *Disaster, Infrastructure and Society: Learning from the 2011 Earthquake in Japan* (『災害・基盤・社会——東日本大震災から考える』), No. 1, 2011. 発行 町村敬志(「社会と基盤」研究会、一橋大学) 編集 山本唯人(編集長) ほか(一橋大学機関リポジトリ <http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/22084>)
- 12月 Tadahito YAMAMOTO, 2011, "2011 Disaster in Context: Toward a Multi-Layered Understanding of the Great

East Japan Earthquake", *Disaster, Infrastructure and Society: Learning from the 2011 Earthquake in Japan*, No.1, p.5.

研究所関連の報道

- 10月17～21日 『朝日新聞』(夕刊)：早乙女勝元氏「人世の贈りもの」1～5
- 10月26日 『東京新聞』(「都心版」)：「願う平和 遺志継ぐ 東京大空襲描いた音楽劇29日江東で」
- 10月27日 『朝日新聞』(都内版)：「東京大空襲の夜、母子と猫たちの物語 一人音楽劇今年も」
- 10月27日 『しんぶん赤旗』：「猫は生きている 一人音楽劇上演」
- 10月29日 『読売新聞』(地域版・23区)：「音楽劇『猫は生きている』きょう上演会」
- 11月18日 『読売新聞』(地域版・23区)：「大空襲 デジタルで語る」
- 11月19日 NHK テレビ「首都圏ニュース845」(20時45分～21時)：「シンポジウム 空襲資料の活用と戦災デジタルマップの世界」の紹介
- 11月21日 NHK テレビ「首都圏ネットワーク」(18時10分～19時)：「シンポジウム 空襲資料の活用と戦災デジタルマップの世界」の紹介
- 11月30日 『しんぶん赤旗』：「東京大空襲 犠牲者名簿の研究」
- 11月30日 『朝鮮新報』：早乙女勝元氏「心はずっとこの町に息づいて… 李さんのオルゴールと戦災碑」
- 12月8日 『毎日新聞』：「白いハト羽ばたけ 日米開戦から70年 語り継ぐ責任 若者にも」
- 12月10日 『東京新聞』(東京どんぶらこ欄)：早乙女勝元氏「関東大震災と鄭さんの碑」

研究助成

住友財団環境研究助成(助成期間2011年11月～2012年10月)：松田真由美氏「英国のセラフィールド原子力発電所に関する開示情報の考察」